

令和5年度開成町定期監査報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により令和5年度開成町一般会計、各特別会計及び企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査をしたのでその結果を報告する。

1 監査の期日

令和6年6月27日から令和6年8月5日まで（8日間）

2 監査の方法

令和5年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、予算執行、契約締結及び補助金交付決定等の各関係書類、並びに企業会計決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表及び決算付属資料を基に、各所属からの説明を徴し、予算執行等の適正について監査した。

3 監査の結果

令和5年度開成町一般会計、各特別会計及び企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、下記に記載のとおり指摘すべき事項があったものの、概ね適正に執行されていたと認められる。

（1）一般会計

① 広域行政負担金について

広域行政での負担金は、各協議会等で負担割合を算出しているが、社会情勢、公平性、繰越金の状況等を十分検討した上、必要があれば見直しを検討されたい。

② 適正な職員数について

職員定員適正化計画に基づいて職員数を確保しているが、職員の業務量増加、働き方改革、休職者数の増加等のため職員数の不足を実感している部署が多くあったことから適正な職員数を検討されたい。

③ 行政連絡員報償費について

広報等の配布は、各自治会配布からポスティング配布へ変更となっている。ポスティング配布業務委託料として支出しているが、行政連絡員の報償費は減額されていない。報償費の算出根拠を明確化する必要がある。

④ 庁舎設備等総合管理委託について

庁舎設備等総合管理業務委託料に多額の費用を支出していることから、今後、管理業務を委託する場合は、個別の委託も考慮し比較検討されたい。

⑤ 給食会計等収納システムについて

令和5年度から給食会計等収納システム運營業務委託料を支出しているが、導入から1年経過したことから費用対効果について十分検証されたい。

⑥ 南部コミュニティセンターについて

昼夜、公共施設として貸し出しされているが、警備システム等が導入されていない現状である。公共施設であることから警備の方法について十分検討されたい。

（2）特別会計

特段の指摘事項はない。

（3）企業会計

特段の指摘事項はない。

令和6年8月5日

開成町長 山神 裕 様

開成町監査委員 樫村 雄一

開成町監査委員 吉田 敏郎